

2021年2月25日

各 位

会 社 名 株式会社リミックスポイント
 代表者名 代表取締役社長 CEO 小田 玄紀
 (コード番号：3825)
 問合せ先 取締役経営管理部長 高橋 由彦
 (TEL：03-6303-0280)

**第三者割当により発行される第15回新株予約権（行使価額修正条項付）
 及び第16回新株予約権（行使価額修正条項付）の募集に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、第三者割当により発行される第15回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下「本第15回新株予約権」といいます。）及び第16回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下「本第16回新株予約権」といいます。）（本第15回新株予約権と本第16回新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。）の募集（以下「本第三者割当増資」といいます。）を行うことについて決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 募集の概要

＜本新株予約権の概要＞

(1) 割 当 日	2021年3月15日
(2) 新株予約権の総数	109,649個 本第15回新株予約権 76,754個 本第16回新株予約権 32,895個
(3) 発 行 価 額	総額18,728,000円 (本第15回新株予約権1個当たり220円、本第16回新株予約権1個当たり56円)
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	10,964,900株（本新株予約権1個につき100株） 本第15回新株予約権 7,675,400株 本第16回新株予約権 3,289,500株 ※上限行使価額はありません。 ※本第15回新株予約権の下限行使価額は114円、本第16回新株予約権の下限行使価額は114円です。 いずれの下限行使価額においても、潜在株式数は10,964,900株（本第15回新株予約権7,675,400株、本第16回新株予約権3,289,500株）です。
(5) 調 達 資 金 の 額	2,518,725,200円（差引手取概算額：2,500,000,000円）（注） (内訳) 本第15回新株予約権 新株予約権発行による調達額：16,885,880円 新株予約権行使による調達額：1,749,991,200円 本第16回新株予約権 新株予約権発行による調達額：1,842,120円 新株予約権行使による調達額：750,006,000円

この文書は、当社の行使価額修正条項付第15回新株予約権及び行使価額修正条項付第16回新株予約権の発行に関して一般に公表するための開示文書であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

<p>(6) 行使価額及び行使価額の修正条項</p>	<p>当初行使価額： 本第15回新株予約権 228円 本第16回新株予約権 228円</p> <p>本第15回新株予約権の行使価額は、各修正日（各行使価額の修正につき、本第15回新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領し、かつ、当該第15回本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が指定口座に入金された日とします。）に、各修正日の修正後行使価額（各修正日の前取引日（以下に定義します。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合にはその直前の取引日の終値）の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げた金額）とします。）に修正されます。但し、修正後行使価額の算出において、かかる算出の結果得られた金額が下限行使価額（発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%の水準（円位未満の端数は切り上げます。）。なお、下限行使価額は調整されることがあります。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。</p> <p>本第16回新株予約権については、行使価額は、初回の修正については本第16回新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日の翌日以降に開催される当社取締役会の決議により、2回目以降の修正については直前の行使価額の修正に関する当社取締役会の決議があった日から3ヶ月以上を経過した日の翌日に開催される当社取締役会の決議により、当該決議が行われた日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合にはその直前取引日の終値）に相当する金額（1円未満の端数を切り上げた金額）に修正することができます。行使価額は下限行使価額（発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%の水準。なお、下限行使価額は調整されることがあります。）を下回らないものとします。修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とします。行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本第16回新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降に修正後の行使価額が適用されます。</p> <p>本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。</p> <p>※「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含まれます。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとします。</p>
<p>(7) 募集又は割当方法（割当予定先）</p>	<p>第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をリバイブ投資事業組合]に割り当てます。</p>
<p>(8) 本新株予約権の行使期間</p>	<p>本第15回新株予約権 2021年3月15日から2023年3月14日までとします。 本第16回新株予約権 2021年3月15日から2023年3月14日までとします。</p>
<p>(9) その他</p>	<p>当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（1）資金調達方法の概要」に</p>

この文書は、当社の行使価額修正条項付第15回新株予約権及び行使価額修正条項付第16回新株予約権の発行に関して一般に公表するための開示文書であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

	記載する、当社による新株予約権の取得、割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要すること等を規定する投資契約（以下「本投資契約」といいます。）を締結する予定です。
--	---

(注) 資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は減少する可能性があります。なお、上記資金調達額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権がすべて当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

2. 募集の目的及び理由

当社は、下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当するための資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討いたしました結果、割当予定先から提案を受けたスキームは、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、当社の資金調達ニーズに最も合致していると判断したため、本新株予約権の発行により資金調達を行おうとするものであります。

(資金調達の目的)

当社グループは、法令改正・規制緩和等により社会が変化するタイミングで生じる課題を解決すべく、イノベーションの生じる可能性のある市場領域に対して積極的に投資・事業開発に取り組んでおり、現在ではエネルギー関連事業、自動車関連事業、金融関連事業、感染症対策関連事業を展開しています。

金融関連事業では、当社連結子会社（孫会社）である株式会社ビットポイントジャパン（以下「BPJ」といいます。）が暗号資産交換業者として、暗号資産取引所を運営するとともに、暗号資産証拠金取引サービス、暗号資産レンディングサービス（暗号資産貸借サービス）、暗号資産送受金サービス等を提供しております。

BPJでは、2019年7月に発生した仮想通貨（暗号資産）の不正流出事案（以下「本不正流出事案」といいます。）を受け、原因究明、被害拡大防止、リカバリー及び再発防止等の諸施策を遂行するとともに、顧客預かり暗号資産の100%のコールドウォレット（インターネットに接続していないウォレット）での管理開始、マルチ・シグニチャー（暗号資産送金の際に複数の署名、つまり複数の秘密鍵が必要とされるアドレスのことであり、複数の秘密鍵を分散管理することによりセキュリティが高められる）の導入強化等のセキュリティレベル向上策を推進し、暗号資産関連取引の安全性の確保及び安定的な業務実施体制の整備により、2019年12月25日には新規口座開設申込受付を含む全業務を再開しました。さらに、2020年8月にリニューアルした暗号資産取引システムをリリースし、取引システムのUI（ユーザー・インターフェース）/UX（ユーザー・エクスペリエンス）を向上させたことにより取引量が伸長し、また、暗号資産取引相場が復調していることもあり、2021年3月期第3四半期連結累計期間においては金融関連事業の業績回復の兆しが見えてきています。BPJでは、第一種金融商品取引業者の早期登録を目指すとともに、今後も収益基盤の強化及び自己資本の健全化を推進し、業績の伸長・安定化に努めてまいります。

当社は、本不正流出事案の発生を受け、金融関連事業での施策の遂行及び財務基盤の強化を主な目的として2020年4月27日提出の有価証券届出書に係る第13回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下「第13回新株予約権」といいます。）の発行及びその行使（2021年1月12日に権利行使完了）により、合計2,698百万円（発行諸費用を差し引いた手取額2,683百万円）を調達しました。調達した資金の具体的な使途は次のとおりです。

この文書は、当社の行使価額修正条項付第15回新株予約権及び行使価額修正条項付第16回新株予約権の発行に関して一般に公表するための開示文書であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

<調達した資金の具体的な使途（発行時における当初予定）>

具体的な資金使途	金額 (百万円)	支出予定時期
①BPJの自己資本健全化のための財務基盤強化	1,311	2020年5月～2020年9月
②金融関連事業における取引システムの追加開発・システムインフラの増強	800	2020年5月～2021年5月
③金融関連事業におけるリスク管理及びコンプライアンス態勢の強化	200	2020年5月～2021年4月
④電力小売事業における電力調達資金増強	500	2020年5月～2020年10月
⑤エネルギー関連事業における新規事業開発対応	200	2020年9月～2021年6月
合 計	3,011	

<調達した資金の具体的な使途（2021年2月25日時点における充当状況）>

具体的な資金使途	金額 (百万円)	充当時期
①BPJの自己資本健全化のための財務基盤強化	1,400	2020年5月～2020年12月
②金融関連事業における取引システムの追加開発・システムインフラの増強	832	2020年5月～2020年10月
③金融関連事業におけるリスク管理及びコンプライアンス態勢の強化	75	2020年5月～2020年12月
④電力小売事業における電力調達資金増強	376	2021年1月～2021年2月
⑤エネルギー関連事業における新規事業開発対応	—	—
合 計	2,683	

※2021年1月12日公表の「第三者割当による第13回新株予約権（行使価額修正条項付）の大量行使、権利行使完了及び月間行使状況に関するお知らせ」に記載のとおり、第13回新株予約権の権利行使はその発行から8ヶ月で完了しましたが、当社の株価水準が当初行使価額を下回って推移したことから、実際の資金調達額及び差引手取額は発行当時の見込額から減少しました。

※上表の①乃至③記載の金融関連事業における資金充当は、BPJにおける第一種金融商品取引業者登録が未了であることもあり、特に上表の③記載の金融関連事業におけるリスク管理及びコンプライアンス態勢の強化については当初計画からは内容を縮小して実施しました。

※上表の④記載の「電力小売事業における電力調達資金増強」については、当初計画では2020年夏季の電力調達価格の上昇に対応することを企図していましたが、同時期の電力調達価格が総じて安定的に推移したため支出しなかったものの、以下に詳述する、2020年末からの一般社団法人日本卸電力取引所（東京都港区芝浦一丁目7番14号 理事長：村上堯）（以下「JEPX」といいます。）における取引価格の急激な高騰への対応資金として充当することとしました。

※上表の⑤記載の「エネルギー関連事業における新規事業開発対応」については、未充当となっておりますが、以下に詳述するとおり、内容を若干見直したうえで今回の資金調達により得た資金で充当する予定です。

上記のとおり、第13回新株予約権発行による資金調達において、金融関連事業での当面の資金を確保し充当しました。他方で、当社グループとしては、エネルギー関連事業における電力調達資金増強による電力安定供給基盤の確保とそれを踏まえての業績伸長、エネルギー関連事業における新規事業の創出・開発、新規分野への進出などの諸施策の実施を通じて、金融関連事業の業績如何によって当社グループの業績及び財政状態が大きく左右されるような状態からの脱却を目指しており、強靱かつ柔軟な事業ポートフォリオ管理を通じ、社会の変化に伴い発生する課題に関するソリューションを適時・適切に提供することによって企業価値の向上を図っているところです。

当社は、2015年12月に小売電気事業者として登録を受け、2016年2月から高圧・特別高圧電力需要家

向けに、2018年3月から低圧電力需要家向けに、沖縄電力及び離島を除く日本全国で電力小売供給を行ってきました。当社の販売電力量は、2019年12月に30,609千kWh(高圧・特別高圧29,728千kWh、低圧881kWh)であったのが2020年12月には46,517千kWh(高圧・特別高圧43,708千kWh、低圧2,810千kWh)に達し、この1年間で約1.5倍に伸長しています。今後も顧客満足度を高めながら需要家獲得を目指していく予定です。

他方で、販売電力量の伸長によって電力調達価格の変動によるリスクは高まってきているといえます。当社では、日本で唯一の卸電力取引市場を開設・運営するJEPXの卸電力市場からかなりの部分の電力調達を行い、その余を旧一般電気事業者(2016年4月施行の電気事業法の改正前の電気事業者の分類で、北海道電力、東北電力、東京電力、北陸電力、中部電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、沖縄電力の10電力会社)からの常時バックアップや発電事業者との相対取引等による電力調達を行ってきました。それは、JEPXにおける取引価格は、前日スポット市場のシステムプライス(月間単純平均)が2019年4月から2020年11年までは4.18円/kWhから10.25円/kWhの間で推移(特に2020年4月から2020年11月までは4.18円/kWhから7.04円/kWhで推移)し、一部価格変動はあるものの比較的安定していると判断したからです。他方で、JEPXにおける電力調達代金の支払決済は日次ベースであるのに対し、電力需要家からの電力利用料金の回収が月次ベースであり、タイムラグがあることから、安定した電力小売供給サービスの継続のためには、キャッシュ・フローの観点から、一定の電力調達用資金を確保する必要があります。したがって、電力調達価格の変動は、当社の損益はもちろん、キャッシュ・フローに真っ先に影響を及ぼしかねません。かかる価格変動リスクを低減するヘッジのために、需要予測・需給管理の合理化をベースに、電源調達先の多様化等を通じてより安価な電力の調達、電力先物取引の活用による取引価格変動のリスクヘッジ、エクイティ・ファイナンス等による資金確保、などの施策を実施してきたところです。

そのような状況下で、2020年12月中旬から2021年1月下旬にかけてJEPXにおける電力取引価格が急激に高騰する事象(2020年12月1日~同月14日のスポット市場のシステムプライス(単純平均)が6.28円/kWhであったのに対し、同月15日に9.73円/kWh(1日平均)となり、以降上昇し続け、システムプライス(1日平均)が2021年1月13日に154.57円/kWh、コマ毎のシステムプライスが同月15日に過去最高値251.00円/kWhを記録した)が生じ、経済産業省が2021年1月29日付「卸電力市場価格の急激な高騰に対する対応について」を発出するに至るなど、電力需給双方に対し大きな波紋を与える事態となりました。

2021年2月5日開催の電力・ガス取引監視等委員会第55回制度設計専門会合での配布資料である、経済産業省「スポット市場価格の動向等について」(以下「2021年1月29日付経産省対応要請」といいます。)等によると、この価格急騰の主な原因は、記録的な寒波到来による電力需要の高まり、世界規模でのLNG(液化天然ガス)の供給不足を背景としたガス火力発電所の出力抑制などの複数の要因が重なり、JEPXにおける電力供給量が減少したことであると分析されています。年明け以降、JEPXのスポット市場価格は通常時の10倍前後に高騰したため、いわゆる「新電力」などの電力供給サイドから見ると単純計算で電力調達コストが極めて短期間で10倍に膨らむという事態になりました。さらに、インバランス料金(接続供給等において計画電力量に対し同時同量を達成できない場合に発生する差分(インバランス)に対する料金で、その単価は一般送配電事業託送供給等約款に基づきJEPXにおける市場価格に連動して算出される)の負担は、通常、JEPXでの調達額よりも割高となるため、相対取引での電力調達を行っていない又はその調達量が限定されている新電力各社は、たとえ高値であってもJEPXでの電力購入に動き、さらに価格が高騰するという悪循環を招く構図となったともいわれています。

かかる事態を受けて、2021年1月29日付経産省対応要請において、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにするために以下の要請が関係各社等に対して行われるとともに、経済産業省においてJEPXにおける急激な高騰について包括的な検証を行い、安定供給や市場制度の在り方等の必要な制度的対応についても引き続き検討を行う旨が示されました。

① 需要家に対する柔軟な対応の要請

卸電力市場価格が急激に高騰する中でも、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにするため、特に市場連動型の電力料金メニューを提供する小売電気事業者に対し、需要家の電気料金負担が激変しないよう、柔軟な対応

② 卸供給を受ける小売電気事業者等に対する柔軟な対応を要請

他の小売電気事業者等から、市場連動型の電気料金で卸供給サービスの提供を受けている事業者がいることが考えられるため、こうした卸供給サービスを提供する小売電気事業者に対し、取引の相手方の卸料金負担が激変しないよう、柔軟な対応を要請

③ 一般送配電事業者への要請

卸電力市場価格の急激な高騰に伴い、卸電力市場において電力を調達できず、今後、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額な供給力不足時の精算金を支払うことが必要となる事業者が存在し、ひいては、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられるため、需要家保護要件、事業健全性要件、事業継続性要件を満たした小売電気事業者の2021年1月の電力取引に係る精算金について1月の卸電力市場価格の推移を踏まえて最大5ヶ月間にわたり均等に分割して支払うことを可能とするための必要な手続きをとること、小売電気事業者からの相談窓口を設置すること及び経済産業省に設置する窓口と密接に連携することを要請

④ JEPXへの要請

小売電気事業者等の中には、JEPXに預託金を支払うことや市場取引に係る資産要件を満たすことが困難な者がいることが考えられるため、JEPXに対し、このような事業者に対する柔軟な対応を行うことを要請

当社においても、このJEPXにおける取引価格の急激な高騰の影響を少なからず受けており、2021年1月29日付経産省対応要請の中では特に上記①と上記③が当社に関係があると判断しています。

JEPXの取引価格高騰への対応については政府も検証を進めているところですが、当社では、2020年12月と2021年1月の2ヶ月間だけで、多く見積もって、直前1年間（2019年12月～2020年11月）の月間平均の電力調達額の約12ヶ月分に達する調達コストに達する見込みです。そのうち日次ベースでの支払決済で既に支払いが完了しているJEPXにおける調達分及び相対取引分を除く調達コストのうち、最大で概算約1,970百万円について資金の手当を検討する必要があります。なお、2021年2月17日開催の経済産業省第30回総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会での配布資料、資源エネルギー庁「今冬の電力スポット市場価格高騰に係る検証について」において、電力市場全体の議論の中でJEPXのスポット市場やインバランス料金の在り方が検討されるべきと論点として示され、また、内閣府再生可能エネルギー規制総点検タスクフォース発出の2021年2月3日付「電力の需給ひっ迫・価格高騰問題に対する緊急提言」及び2021年2月24日付「電力の需給ひっ迫・価格高騰問題に対する緊急提言Ⅱ」において、新電力等への緊急支援措置が提言されているところを踏まえると、本日現在、確定した事実を当社において確認しているわけではありませんが、当該資金の支出額や時期が変更になる可能性は少なからずあると判断しています。また、前述の2020年12月及び2021年1月の電力調達コストのうち異常な取引価格高騰によるコスト増加分の会計処理及び前述の緊急支援措置の内容如何にもよりますが、2021年3月期以降少なくとも2事業年度における損益及びキャッシュ・フローに対する影響があるものと考えています。

また、この影響で、新電力との間で「市場連動型」料金プランを選択した需要家の電気料金が跳ねあがるという懸念も示されています。

当社では、JEPXからの電力調達を主としているものの、価格変動リスクのヘッジ等を目的として、電力会社等との相対取引による電力調達など、調達先の多様化を進めております。一般家庭などの電力需要家との当社の低圧電力契約では、すべて電力会社等との相対取引による電力調達でまかなっており、さらに燃料費調整額の算定は需要場所のある地域電力会社の算定方法によることになっているため、かかる電力需要家については今般のJEPXでの価格高騰の影響を直接には受けられないような料金プランになっています。他方で、当社の高圧電力・特別高圧電力契約での電力需要家の大半については、燃料費調整額がJEPX価格と連動する料金プランになっているため、今般のJEPXでの価格高騰の影響を受ける可能性があります。

当社は、2021年1月29日付経産省対応要請を受け、今般、高圧電力・特別高圧電力契約での電力需要家に対する影響を緩和する料金プランの提供を発表するなど、かかる電力需要家における混乱を最小限に抑制するべく活動を行っています。他方で、かかる料金プランの提供により、当社としては、前述のJEPXにおける取引価格高騰により上昇することとなった調達コスト増分の回収に通常よりも時間を要することになるため、一定の資金調達が必要になると考えています。

また、LNGの供給不足やこれに伴うLNG取引価格の高値維持などの懸念もあり、電力調達価格高騰のリスクは一定程度存在しているため、当社では、将来を見据えて、相対取引での電力調達量の増加、電力先物取引の活用による価格変動リスクヘッジ等の取組みを積極的に進めているところです。

他方で、現在の当社の主な電力調達方法はJEPXでの市場取引であることから、これまでの電力調達資金の確保・増強は継続して取り組む必要があります。前述の電力調達・電力供給における代金決済のタイムラグの要因もあり、安定した電力小売供給を継続するためには少なくとも2ヶ月分の電力調達資金を確保する必要があります。さらに、前述の電力調達価格高騰リスクを踏まえるとそれを上回る量の資金を確保しておくのが安全であると判断しています。また、電力小売事業の売上高及び利益を順調に伸ばさせるためにも、電力調達資金を前もって計画的に確保することが肝要であると考えています。また、特に夏季・冬季の電力調達単価は上昇する傾向にあることから、そのための資金確保は手厚くしておく必要があると考えています。また、価格変動リスクを適切にヘッジするためにも、電力先物取引の活用を継続して行う予定です。

さらに、価格変動リスクのヘッジ以外の目的でも、国内外におけるカーボン・ニュートラル（温室効果ガス排出が実質ゼロとなる状態）実現への動きが本格的になる中、電力供給における「低炭素化」「脱炭素化」を実現すべく、当社は、二酸化炭素排出係数の低い電力（再生可能エネルギーにより発電された電力等）の積極的な調達等の施策を進める方針であり、そのための資金も必要となります。

電力の調達・需給管理を効率的に行うためのプロセスの合理化や派生するサービスの創出・実現のためにも、電力小売事業におけるデジタル・トランスフォーメーション（DX）を確実に推進する必要があると判断しています。このDX推進は、新規事業の創出・開発のひとつの手法にもなりえます。また、これまで手掛けてきたエネルギー関連事業における新規事業の創出・開発についても、早期の実業化・収益化を目指すべくアクセルを強く踏む必要があると判断しています。

以上のとおり、当社は、前述の卸電力市場における価格高騰による影響に適切に対処し、今後の販売電力量の増加に備え安定した電力小売供給を継続するとともに、環境に優しい電力供給ビジネスを実現するためにも、電力調達における価格変動リスクの低減とヘッジ、キャッシュ・フローのバランスの維持、電力供給における脱炭素化・低炭素化の推進、これらを支えるDX推進を通じて、電力小売事業の基盤を堅固なものにすることが喫緊の課題であり、また、特定の事業セグメントの業績如何によって当社グループの業績及び財政状態が大きく左右されるような状態から脱却するためにも、社会の変化に伴い発生する課題に関するソリューションを適時・適切に提供する必要があり、エネルギー関連事業における新規事業の創出・開発についても早期実現を目指すことが必要であると判断しています。そして、かかる課題に対し確実に取り組み結果を出し、当社グループ全体での収益性を高めていくことが株主利益の最大化並びに企業価値の向上に資すると判断し、2021年2月25日開催の当社取締役会において、本第15回新株予約権及び本第16回新株予約権の発行を決議しました。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっています。

当社は、本新株予約権について、本新株予約権の割当予定先であるリバイブ投資事業組合（以下「割当予定先」といいます。）との間で、本新株予約権の募集に係る有価証券届出書による届出の効力発生後に、以下の内容を含む本投資契約を締結します。

① 行使価額の修正

本第15回新株予約権の当初行使価額は、発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値228円とします。2021年3月15日以降、本第15回新株予約権の発行要項に定める行使期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合にはその直前の終値）の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位の端数を切り上げた金額）に修正されます。本第15回新株予約権の下限行使価額は当初114円（発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%の水準（円位未満の端数を切り上げます。））としますが、本第15回新株予約権の発行要項第12項

の定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。上記計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とします。

本第16回新株予約権の行使価額は、当初、発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値228円と固定されていますが、当社は、本第16回新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。本第16回新株予約権の行使価額の修正が決議された場合には、本第16回新株予約権の行使価額は、当該決議が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合にはその直前取引日の終値)に相当する金額(1円未満の端数を切り上げた金額)に修正されます。但し、修正後の行使価額は、下限行使価額を下回ることはありません。また、当社取締役会が本第16回新株予約権の行使価額の修正を決議した場合には、当社は、速やかにその旨を本第16回新株予約権者に通知するとともに公表します。なお、上記にかかわらず、直前の行使価額修正から3ヶ月以上経過しなければ、当社は、新たな行使価額修正をすることができません。本第16回新株予約権の下限行使価額は、当初114円(発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%の水準(円位未満の端数を切り上げます。))としますが、本第16回新株予約権の発行要項第12項に定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。上記の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とします。本第16回新株予約権の行使価額の修正方針として、株価上昇局面においては、株価への影響にも配慮したうえで、資金調達金額の増加も期待できることから、その時々状況に鑑み行使価額が上方に修正する決定を行うことを旨とします。株価下落局面においては、当社の株価水準を主なトリガーとして行使価額の下方修正を決定することは意図していないものの、経済環境が大きく低迷するような局面や突発的な事象が起きた場合に財務戦略の選択肢を確保するための手段として下方修正する可能性はあります。

行使価額の修正に係るディスカウント率については、ディスカウントを設定したほうが権利行使は進みやすくなる一方で株価への影響を配慮する必要があることを踏まえ、必要な資金を調達することが今後の当社の業績及び財務面において重要であることから、本新株予約権の行使を促進する必要があること、最近の他社の同様のスキームにおけるディスカウント率、当社普通株式の株価動向等を勘案した上で、行使価額の修正方法の違いや株価への影響等を踏まえ、割当予定先との間での協議を経て、本第15回新株予約権については修正日の前取引日の当社普通株式の終値の10%とし、本第16回新株予約権については、多くても3ヶ月に1回の頻度ではあるものの当社取締役会決議で行使価額の修正が可能であることから、修正日の前取引日の当社普通株式の終値と同額としディスカウントを行わないものとししました。下限行使価額の水準については、割当予定先の投資家としての収益確保と、当社として資金調達額の最大化を図るという要素を割当予定先と当社間で議論の上決定しました。

本新株予約権の行使価額の修正を行うことで、株価上昇時には資金調達金額が増加し、株価下落時には資金調達金額が減少する可能性はあるものの、資金調達の蓋然性を高めることができ、柔軟な資金調達が可能となります。当社は、今回の資金調達に際し、以下の「(2) 資金調達方法の選択理由」の「(本スキームの特徴)」及び「(他の資金調達方法との比較)」に記載されている点を総合的に勘案した結果、本スキームによる資金調達方法が、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金ニーズに対応しうる、現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定しました。

② 当社による新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、法令の規定に従って割当予定先に通知をした上で、当社取締役会で定める取得日において、本新株予約権1個当たりの払込金額にて本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。

③ 本新株予約権の行使指示

当社は、本新株予約権の行使期間中の東京証券取引所における当社普通株式の各取引日において、当日を含めた20連続取引日(終値のない日を除きます。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の当初行使価額の200%(456円)を超過した場合、当社は割当予定先に本新株予約権の行使の指示を行うことができます。

(2) 資金調達方法の選択理由

この文書は、当社の行使価額修正条項付第15回新株予約権及び行使価額修正条項付第16回新株予約権の発行に関して一般に公表するための開示文書であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本第三者割当増資は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっています。

上記「2. 募集の目的及び理由（資金調達の目的）」に記載した資金使途に適う資金調達の方法を検討していたところ、今回の資金調達の主たる目的の一つである、前述のJEPXにおける取引価格の高騰への対応を速やかに行うためには資金調達の確実性が高い第三者割当による新株式発行による増資のほう望ましい面はあるものの、当社の直近での業績及び財務状況等に照らして今回の資金使途に必要な額の第三者割当増資を引き受けるような先をすぐに見つけることができないおそれがあることから、第13回新株予約権の割当先となった実績もあり、過去にも他社による行使価額修正条項付新株予約権の割当を受けたことがあること、当社の事業及び状況に対する理解が深いと思われること等を鑑み、割当予定先と協議を進め、資金調達の蓋然性が一定程度確保できるスキームになっていると判断し、本新株予約権による資金調達手法である本スキームの選択を合意しました。

本スキームでは、行使価額が行使の都度修正される本第15回新株予約権と、行使価額が固定されているが当社取締役会決議によって多くとも3ヶ月に1度の頻度で行使価額の修正を可能とする本第16回新株予約権と、2種類の異なる新株予約権を同時に同一の割当予定先に発行することとしています。いずれも行使価額修正条項が付されていますが、各新株予約権の特徴と条件が異なる2種類の新株予約権を同時に発行する理由は、以下のとおりです。

上記「(1) 資金調達の目的」に記載の、特に「電力小売事業における電力調達資金」における、一般のJEPXにおける取引価格の高騰への対応については、本スキームによっても、現時点で当社が想定している支出予定時期には必要とされる資金が調達される蓋然性が一定程度確保されるものと判断しています。また、電力需給バランス、発電コスト、制度等の外部環境の変更を受ける電力調達市場を前提としながら、一定レベルに達するまでは一定額の資金調達をコンスタントに行うことが肝要であるところ、本スキームは、以下に述べるとおり、株価への影響にも配慮しつつ、段階的な資金調達が可能となるように設計されています。

本第15回新株予約権の当初行使価額は、発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値228円とし、2021年3月15日以降、本第15回新株予約権の発行要項に定める行使期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合にはその直前の終値）の90%に相当する金額と同額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位の端数を切り上げた金額）に修正されます。下限行使価額は、発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値228円の50%である114円としますが、本第15回新株予約権の発行要項第12項に定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。上記計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とします。

本第16回新株予約権の行使価額は、当初固定（発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値228円）されていますが、当社は、本第16回新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。行使価額の修正が決議された場合、行使価額は当該決議が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合にはその直前取引日の終値）と同額（1円未満の端数を切り上げた金額）に修正されます。ただし、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることはありません。また、当社取締役会が行使価額の修正を決議した場合には、当社は、速やかにその旨を本第16回新株予約権者にその旨を通知するとともに、公表するものとします。なお、直前の行使価額修正から3ヶ月以上経過しなければ、当社は、新たな行使価額修正をすることができないこととなっています。下限行使価額は、発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値228円の50%である114円となります。上記の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回る場合、行使価額は下限行使価額としますが、本第16回新株予約権の発行要項第12項に定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。

行使の都度行使価額が修正される本第15回新株予約権と、当初行使価額が固定されているが多くとも3ヶ月に1度の頻度で当社の選択により行使価額を修正することのできる本第16回新株予約権の同時発行からなるスキーム設計により、株価が上昇していった場合に、段階的に新株予約権の行使が行われ、

希薄化の生じるタイミングを分散させることが期待することができます。行使価額を完全に固定すると、当社株価が上昇しない場合に資金調達ができなくなるリスクがあり、また、想定を超えて大幅に株価が上昇した場合に大幅なプレミアムのある状態で新株予約権の行使が行われる可能性があります。これらの事態に対処するためにも、本第16回新株予約権では、当社取締役会決議によって行使価額を修正することができる仕組みを採用しています。株価上昇局面においては、多くても3ヶ月に1度しか修正されない本第16回新株予約権の行使価額が都度修正される本第15回新株予約権の行使価額を下回る場合があり、結果として本第16回新株予約権の行使が先に進むこととなるほか、当社が資金調達額の増加や低い希薄化率での資金調達を企図して、本第16回新株予約権の行使価額の上方修正を決定することも可能となります。他方で、株価下落局面においては、当社の株価水準を主なトリガーとして本第16回新株予約権の行使価額の下修正を決定することは意図していませんが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響の長期化や電力調達価格の想定以上の高騰など、経済環境が大きく低迷するような局面や突発的な事象が起きた場合においては、当社が行使価額の修正の決定を行わなければ本第16回新株予約権の行使が進まないことも想定されますが、当社取締役会が財務戦略の選択肢を確保するための手段として本第16回新株予約権の行使価額の下修正を行うことで、希薄化と資金調達とのバランスをとることが可能となります。

以上のとおり、当社の資金需要等を勘案し、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ、株式市場が軟調な局面でも柔軟かつ機動的に資金調達を行うことができるよう、株価上昇時には当社が資金調達額増加のメリットを享受できること、株価下落時には資金調達額が減少する可能性はあるものの資金調達の蓋然性を高めることができ、柔軟な資金調達が可能となっていると判断しています。当社は、今回の資金調達に際し、下記「(本スキームの特徴)」に記載の本スキームのメリット及びデメリット、並びに下記「(他の資金調達方法)」に記載の他の資金調達方法について検討し、これらの検討結果として、本スキームにおいて既存株主の利益に配慮しながら下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載した各資金使途に必要な資金を一定の期間において高い蓋然性で調達することができることから、本スキームが現時点において最適な選択であると総合的に判断し、割当予定先も引き受けることが可能であるとのことから、本スキームを採用することを割当予定先と合意しました。

(本スキームの特徴)

本新株予約権により行う本スキームでの資金調達には、以下のようなメリット及びデメリットがあります。なお、本スキームの特徴は、当社にとって下記のデメリットを上回る優位性があるものと考えています。

<メリット>

① 過度な希薄化への配慮

本新株予約権の目的である当社普通株式数(本第15回新株予約権と本第16回新株予約権の合計)は10,964,900株で固定されており、株価動向にかかわらず、本新株予約権の行使による最大交付株式数が限定されています。そのため、行使価額が下方修正されても、希薄化率が当初予定より増加することはありません。但し、本新株予約権の目的である当社普通株式数は調整されることがあります。

② 資金調達の蓋然性の確保

本第15回新株予約権は行使価額が行使の都度修正されることから、株価状況により予定した資金を調達できない可能性があるものの、行使価額は直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の90%に修正され、かつ上記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1) 資金調達方法の概要 ③ 本新株予約権の行使指示」に記載の本新株予約権の行使指示に従い、一定の条件のもと本新株予約権の行使の指示を行うことができることから、資金調達の蓋然性が一定程度確保されるものと考えています。また、株価が当初行使価額を下回る水準で推移する局面においても、本第15回新株予約権は、行使価額が行使の都度修正されることから、その行使が一定程度期待することができると考えています。

なお、本スキームでは、行使の都度行使価額が修正される本第15回新株予約権と、当初行使価額が

固定されているが多くとも3ヶ月に1度の頻度で当社の選択により行使価額を修正することのできる本第16回新株予約権の同時発行からなっているため、株価が上昇していった場合に、段階的に新株予約権の行使が行われ、希薄化の生じるタイミングを分散させることが期待することができます。

③ 資本政策の柔軟性の確保

当社は、一定の条件のもと、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、上記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1) 資金調達方法の概要 ②当社による新株予約権の取得」に記載の本新株予約権に付された取得条項に従い、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本第15回新株予約権は1個当たり220円で、第16回新株予約権は1個当たり56円で、本新株予約権者(当社を除きます。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる設計となっています。これにより、将来的に当社の資金ニーズが後退した場合や資本政策方針が変更になった場合など、残存する本新株予約権を取得することにより、希薄化の防止や資本政策の柔軟性が確保することができます。

④ 株価上昇時の資金調達額増加の可能性の確保

本15回新株予約権は、株価に連動して行使価額が修正され、また、行使価額の上限が設定されていないため、株価上昇時には当社の資金調達額が増加する可能性があります。また、本第16回新株予約権は、当社がその行使価額を修正することを決議しない限り、当初行使価額に行使価額が固定され、そのため、株価上昇時にも当社の資金調達額は増加しない可能性も否定はできませんが、本スキームの設計において、株価上昇局面での、資金調達額の増加や低い希薄化率での資金調達を企図して、本第16回新株予約権の行使価額を上方に修正することを意図しています。

<デメリット>

① 発行当初に満額の資金調達ができないこと

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使対象となる株式数を乗じた金額の資金が調達されます。そのため、本新株予約権の発行当初において満額の資金調達が行われるわけではありません。市場環境に応じて本新株予約権の行使完了までには一定の期間が必要になります。

② 支出が必要な時期に必要な額の資金調達ができない可能性があること

当社は、上記の「(1) 資金調達方法の概要 ③本新株予約権の行使指示」に記載の本新株予約権の行使指示に従い、一定の条件のもと本新株予約権の行使の指示を行うことができることとなっていますが、新株予約権の行使は、基本的に本新株予約権者の裁量に委ねられています。株価や出来高等の状況によっては本新株予約権の権利行使が進まずに、資金調達が予定どおりに達成されない可能性があり、必要な時期に必要とされる額の支出を行うことができなくなる可能性があります。

③ 株価低迷時に資金調達額が減少する可能性があること

本新株予約権の行使期間中、株価が長期的に発行決議日時点の株価を下回り推移する状況では、本第15回新株予約権については都度行使価額が下方修正されることになり、発行決議日時点の株価に基づき想定される資金調達額を下回る資金調達となる可能性があります。

また、本第16回新株予約権について、行使価額が下限行使価額を下回る株価水準において、当社が行使価額の修正を行わない場合などでは、本第16回新株予約権の行使が進まず、実際に調達できる資金額の予見可能性や安定性が低くなることもあり、行使価額の下方向修正を行った場合にも、結果として発行決議日時点の株価に基づき想定される資金調達額を下回る資金調達となる可能性があります。

④ 割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性があること

割当予定先の当社普通株式に対する保有方針は純投資であり、一部を除き短期保有であることから、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した当社普通株式を市場で売却する可能性があります。現在の当社普通株式の流動性も鑑みると、かかる当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

この文書は、当社の行使価額修正条項付第15回新株予約権及び行使価額修正条項付第16回新株予約権の発行に関して一般に公表するための開示文書であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

⑤ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のみでの契約であるため、不特定多数の新規投資家から資金調達を募ることによるメリットを享受することができません。

(他の資金調達方法)

① 新株式発行による増資

(a) 公募増資

公募増資による新株式発行は、一時に全額の資金調達が実現可能となる反面、1株当たりの利益の希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあります。また、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり、当社の時価総額や株式の流動性を勘案すると必要額の調達が困難になると考えられます。さらに、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長くなり、公募増資を実施できるかどうかその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、仮に実施のタイミングを逃すと決算発表や四半期報告書及び有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数ヶ月程度は後ろ倒しになることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からも、本スキームのほうに優位性があると考えております。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断しました。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では、希薄化懸念は払拭されますが、割当予定先である株主の応募率の見通しが立ちにくく、また、応募率を上げるために払込金額を低く設定した場合には株価に悪影響を与える可能性も否定できません。さらに、実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なかの目処を立てることが非常に困難であります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当でないと判断しました。

(c) 第三者割当による新株式発行による増資

第三者割当による新株式発行は、即時の資金調達として有効な手段となりえますが、将来の1株当たり利益の希薄化が即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。また、第三者割当の方法による新株式の発行に新株予約権の発行を組み合わせた資金調達では、当社株式の株価・流動性の動向次第で実際の調達金額が当初想定されている金額を上回る可能性もあり、希薄化懸念は相対的に抑制され、株価への影響の軽減が期待されますが、本スキームと比較すると、新株式発行による希薄化の影響が一度に発生してしまう部分もあります。また、直近の当社の業績及び財務状況等を鑑み、今回の資金使途に必要な額の第三者割当増資を引き受けるような先をすぐに見つけることができないことから、今回の資金調達方法としては適当ではないと判断しました。

② 転換社債型新株予約権付社債 (CB)

CBは、発行時点で必要額を確実に調達できるという点で本スキームよりもメリットがありますが、発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなり当社の借入余力に悪影響を及ぼすとともに、償還時点で多額の資金が将来的に必要となるため、現時点でかかる資金を確保できるかが不透明であるため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。また、株価に連動して転換価額が修正される転換価額修正条項付転換社債型新株予約権付社債(MSCB)は、相対的に転換の速度が速い傾向にあるものの、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造を採用する場合には、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく株主の皆様へのデメリットが大きいと考えられます。かかるデメリットを考慮した結果、当社としては必要額を確実に調達することよりも、希薄化を抑えた上で不足額が生じた場合には当該不足額を別の方法で調達することが株主の皆様の利益になると考え、MSCBも今回の資金調達方法として適当でないと判断しました。

③ 新株予約権無償割当てによる増資 (ライツ・イシュー)

株主全員に新株予約権を無償で割当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ラ

イツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が少なく、事前準備に相応の時間を要することや引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、株主割当増資と同様、割当予定先である株主の応募率が不透明であり、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なかの目処を立てることが非常に困難であり、資金調達の蓋然性確保の観点から、今回の資金調達方法として適当でないと判断しました。

④ その他の商品性の第三者割当型新株予約権との比較

第三者割当型新株予約権は、様々な商品設計が考えられます。例えば、権利行使価額が固定された新株予約権では、株価が権利行使価額を上回らない限り、権利行使が進捗しないため、資金調達目的が達成できないことが懸念されます。加えて、株価上昇時には、当社は、株価上昇による調達資金額の増加というメリットを享受することができません。そのため、権利行使価額が固定された新株予約権発行は、今回の資金調達方法として適当でないと判断しました。

⑤ 借入・社債による資金調達

借入又は社債による資金調達では、調達額金額が全額負債となるため、財務健全性が低下し、今後の借入れ余地が縮小する可能性があります。調達する資金の用途とのバランスを考慮し、今回の資金調達方法として適当でないと判断しました。

4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

(1) 払込金額の総額	2,518,725,200円
本第15回新株予約権	
新株予約権の発行による払込金額	16,885,880円
新株予約権の行使による払込金額	1,749,991,200円
本第16回新株予約権	
新株予約権の発行による払込金額	1,842,120円
新株予約権の行使による払込金額	750,006,000円
(2) 発行諸費用の概算額	18,000,000円
(3) 差引手取概算額	2,500,725,200円

(注) 1. 払込金額の総額は、本第15回新株予約権及び本第16回新株予約権の発行価額の総額18,728,000円に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額2,499,997,200円を合算した金額です。なお、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額については、いずれも全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算定しています。

2. 発行諸費用の概算額は、割当予定先に対する反社会的勢力との関連性調査費用、弁護士費用、新株予約権の評価価額算定費用、登録免許税等の合計額です。

3. 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われなかった場合には、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。そして、本新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

4. 発行諸費用の概算額には、消費税等相当額は含まれていません。

(2) 調達する資金の具体的な用途

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は、上記の通り合計2,500百万円となる予定であり、調達する資金の具体的な用途については、以下の通りです。

この文書は、当社の行使価額修正条項付第15回新株予約権及び行使価額修正条項付第16回新株予約権の発行に関して一般に公表するための開示文書であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

具体的な資金使途	金額 (百万円)	充当予定時期
① 電力小売事業における電力調達資金	2,300	2021年3月～2022年3月
② 電力小売事業におけるDX推進	100	2021年5月～2021年12月
③ エネルギー関連事業における新規事業の創出・開発	100	2021年3月～2021年11月

(注) 1. 調達した資金は、実際に支出するまでの間、当社の取引先銀行の普通預金口座にて保管する予定です。

2. 本新株予約権の行使は本新株予約権者の判断によるため、充当予定時期の期間中に行使が行われず、本新株予約権の行使による資金調達ができない場合があります。また、本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があるため、調達金額が上記の充当予定金額を超過する又は下回る場合があります。また、上記の充当予定時期は、当社が実施予定の施策が順調に進捗した場合を前提としており、具体的な金額及び使途については、かかる施策の進捗状況や本新株予約権の行使による財産の出資がなされた時点の状況に応じて変更される場合があります。なお、結果として当社が希望するような規模での資金調達ができなかった場合には、原則として、上記①、②、③の順で、それぞれの使途への資金充当を優先したうえで、不足分は自己資金、その他の方法により上記の資金使途へ充当することを想定しています。また、本新株予約権の行使時における株価推移により上記の使途に充当する予定金額を上回って資金調達ができた場合には、超過した金額を上記②又は③へ追加充当することを想定しています。
3. 上記の資金使途及び金額については、現時点で入手し得る情報に基づき合理的に試算したものです。今後当社を取り巻く環境に変化が生じた場合等、その時々状況に応じて、資金の使途又は金額を変更する可能性があります。具体的な資金の使途又は金額に重要な変更が生じた場合には、法令等に従い、適時・適切に開示・公表します。

資金使途の内容は、以下のとおりです。

① 電力小売事業における電力調達資金

上記「2. 募集の目的及び理由（資金調達の目的）」に記載のとおり、当社は、電力小売事業における電力については、現在、その一部は旧一般電気事業者からの常時バックアップ（「適正な電力取引についての指針」（公正取引委員会・経済産業省）に基づき、小売電気事業者が旧一般電気事業者から継続的に卸売での電力供給を受ける形態のこと）や発電事業者との相対取引等によって調達していますが、そのかなりの部分は JEPX を通じての市場取引（スポット取引、時間前取引）によって調達しています。JEPX における電力調達代金の支払決済は日次ベースであり電力調達取引の約定通知日から起算して2営業日後となるのに対し、電力需要家からの電力利用料金の回収は月次ベースで当該電力需要家との電力需給契約に定める検針日の翌月応当日となるため、かかるタイムラグによる資金ショートを招かずに安定した電力小売供給を継続するためには少なくとも2ヶ月分の電力調達資金を確保する必要があると考えております。さらに、JEPX を通じた取引では、取引量に応じて、JEPX に対し預託金を預け入れる必要があり、取引量が拡大する場合には預託金必要額も増加します。また、気温が予想外に又は大幅に変動する際には JEPX での調達単価が平常時に比べて150～200%に高騰することもあることから、かかる事態に備えて通常時の150%～200%程度の資金を確保しておかないと、JEPX を通じての十分な量の電力調達が困難となります。JEPX を通じた電力調達が困難となる場合には、調達単価が通常割高となる旧一般電気事業者等との取引によって電力を調達する必要があります。このため、電力小売事業の売上高及び利益を順調に伸長させるためにも、電力調達資金を前もって計画的に確保することが肝要であると考えています。

このような状況下、2020年12月中旬から2021年1月下旬にかけて JEPX における電力取引価格が急激に高騰するという事態が生じたため、当社としては、当該時期に増大した電力調達費用への対応を実施する必要があり、また、電力調達価格の変動リスクをさらに低減するためにも、相対取引での必要レベルでの電力調達量の確保などの電力調達先の多様化、JEPX における電力取引価格の変動リスクへのヘッジ（電力先物取引の活用）などの施策を早急に推進する必要があります。

まず、今般の JEPX における電力取引価格の急騰時に増大した費用のうち、2020年12月における電

この文書は、当社の行使価額修正条項付第15回新株予約権及び行使価額修正条項付第16回新株予約権の発行に関して一般に公表するための開示文書であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

力調達費用の急増分については、第13回新株予約権の行使による調達資金と自己資金によりまかなうことが可能であるため、本第三者割当増資による調達資金を充当しません。2021年1月における電力調達費用の急増分については、政府の方針やJEPXにおける価格高騰を受けての全体的な検証の結果、一般送配電事業者との今後の協議により変更となる可能性があるものの、保守的に見積もった結果、現時点では、最大で1,970百万円となると仮定して、2021年8月までに、本第三者割当増資における調達資金の一部（前述の政府の方針や一般送配電事業者との協議の結果により、負担額及び支出時期等が変動する可能性もあるため、現時点で約1,000百万円から約1,500百万円の範囲で着地するものと見込んでいます。）で充当し、その余は電力小売事業における売掛金の回収分を含む自己資金によってまかなう予定です。また、電力調達と需要家から料金回収との代金決済タイムラグを前提として、JEPXでの価格変動リスクの低減の意味も持つ相対取引での電源調達など、電源調達先の多様化のための費用は、今後の電力調達価格の上昇に備えた資金確保分と併せて、現時点で、2022年3月までに充当する予定（現時点で約433百万円から約933百万円の範囲で着地するものと見込んでいます。）です。当該資金は、JEPXでの調達以外に、JEPXでの取引価格の変動等その時々状況を鑑み、取引価格変動リスクを低減するとともに一定数量の電力を安定的に確保するために、相対取引等による電力調達のための資金としても充当するものです。なお、2021年1月における電力調達費用の急増分、取引価格変動リスク低減のための電力調達先の多様化、調達価格上昇に備えた準備金に関しては、今後の政策、需要状況の変化等の諸事情によりその時々においてとるべき施策が変わりうるため、上記資金枠の中で費用を充当する施策は都度見直すことを予定しています。

次に、JEPX取引価格が高騰するおそれの高い夏季・冬季において、電力先物取引を活用して価格変動リスクをヘッジするために、今回の資金計画における約232百万円を電力先物取引建玉管理料等の取引コストとして見込んでおり、2022年1月までに充当する予定です。

さらに、国内外のカーボン・ニュートラル実現への動きが本格的になる中、当社としても、二酸化炭素排出係数の低い電力（再生可能エネルギーにより発電された電力等）の積極的な調達のほか、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」で小売電気事業者に要求される目標達成のためにも非化石証書（再生可能エネルギーや原子力といった非化石電源により発電された電気について、非化石価値を分離し、証書のかたちにして売買を可能にしたもの）の購入等を行うための資金ニーズが生じています。当社では、2021年12月までに、J-クレジット（省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組みによる、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度のもと創出されたものであり、低炭素社会実行計画の目標達成やカーボン・オフセットなど様々な用途に活用される）や非化石価値証書の購入を行う計画であり、約135百万円を見込んでおります。

そこで、本第三者割当増資における調達資金のうち約2,300百万円を、今般のJEPXにおける電力取引価格の急騰時に増大した費用のうち2021年1月における電力調達費用の急増分への対応に充てるほか、今後想定される電力需要家の増加への対応、特に夏季・冬季における電力需要の高まり及び電力調達単価の上昇、不測の電力調達価格の高騰に備え、JEPXでの電力調達決済資金の潤沢化、電力調達先の多様化、取引価格変動リスクヘッジ、低炭素化の実現等を目的に、電力小売事業における電力調達資金増強に充当する予定です。また、当該費用のうち本第三者割当増資における調達資金で充当できない残余の部分につきましては、今後、自己資金、金融機関等からの借入等の中から、経営環境に応じて適宜最適な手段による資金の手当てを検討してまいります。

なお、2022年4月以降も、2021年での実績の検討、電力需要の伸長、電力調達コストの傾向その他に関する中長期予測等をもとに、原則として、今回行う施策の延長線上で必要な施策を講じていくこととしておりますが、現時点では詳細は未定です。

② 電力小売事業におけるDX推進

上記①に記載の、電力調達先の多様化、取引価格変動リスクヘッジ、低炭素化の実現等を適切に遂行するためにも、多様なデータを効率的かつ正確に処理し電力の調達・需給管理プロセスを合理化するという施策を確実に推進する必要があると判断しています。その一環として、アナログ処理されていたプロセスのデジタル化、システム間のデータ連携による効率化に加え、機械学習やRPA（「ロボティック・プロセス・オートメーション」の略。ソフトウェアに組み込んだロボットを活用して主に人間の行

う事務作業などを自動化するための取組み)を活用した需給管理の高度化、蓄積されたデータの分析から得られる付加価値の高いサービスの創出・実現に向けて、デジタル・トランスフォーメーション(DX)に取り組む必要があります。このDX推進によってビジネスモデルの変革や新規事業の創出・開発も推進される可能性があります。

当社では、電力需給管理の根幹となる電力顧客情報管理システムのリプレースを現在進めているほか、具体的な計画は未定ですが、需要家の基本情報、契約情報、需給情報等の基礎データを管理する電力顧客情報管理システムのリプレースをベースとしてこれらの基礎データを効率的に活用すべく他システムと連携を図ることにより、電力需給管理及び低炭素化管理の高度化、経営管理ツール導入などの施策を実施することを検討しています。さらに、需要予測、価格モニタリング等のデータ分析から、電力需給管理及び電力調達取引の合理化を実現するための、データアナリストその他オペレータ等のDX推進人財の確保・育成を行う予定です。

そこで、本第三者割当増資における調達資金のうち約100百万円を、電力小売事業におけるDX推進に関する、システム投資、人財の確保・育成等の施策の実施のために充当する予定です。また、当該費用のうち本第三者割当増資における調達資金で充当できない残余の部分につきましては、今後、自己資金、金融機関等からの借入、資本調達等の中から、経営環境に応じて適宜最適な手段による資金の手当てを検討してまいります。

③ エネルギー関連事業における新規事業の創出・開発

当社では、エネルギー関連事業の収益基盤の安定化及び事業規模の拡大を図るためにも、電力小売から省エネルギー化支援まで、ワンストップでトータルエネルギーソリューションを提供できる体制を構築することが重要な経営課題の一つであると考えています。気候変動対策及びエネルギーコストの削減のために、「創エネ」「蓄エネ」「省エネ」の推進・実現は社会的要求事項の一つとなっております。例えば、二酸化炭素削減のための再生エネルギーの活用、蓄電池活用による停電時の緊急電源の確保・深夜電力の利用、エネルギー使用状況の可視化などは、エネルギー政策の推進のための一助になっており、社会的責任として環境対策や環境配慮が企業に対して求められる中、有効なソリューションのひとつとなっております。当社は、収益基盤の強化のためにも、これまで提供してきた電力小売事業、省エネコンサルティング事業をベースに、今後の収益獲得の柱となるべき事業の創出・開発を早急に推進する必要があると考えております。ESGやSDGsに対する取組みが本格化しつつある段階において、相当の市場規模が見込まれるエネルギー関連分野において新規事業を創出・開発することは、当社グループの今後の成長のためにも有意義であると判断しています。

高付加価値でありかつ収益性を見込める事業を迅速に創出し上市するためにも、電力小売事業におけるDX推進の成果やブロックチェーン技術の応用を適宜進めながら、優秀な人財の獲得を行い、フィジビリティスタディ、試作開発、アライアンスの構築等を積極的に推し進める必要があると考えております。

当社では、2020年2月12日に公表しました「電気のシェアリングサービス」の検討・実業化に向けて、現在、フィジビリティスタディとその検証に取り組んでいます。「電気のシェアリングサービス」では、2019年以降の卒FIT問題を背景に、ブロックチェーン技術の活用により、再生可能エネルギー源で発電された電気を適正な価格で売買することができ、かつ、再生可能エネルギー源によるものであることを容易に確認することのできる電力取引プラットフォームを開発・提供することを企図していますが、前述のフィジビリティスタディとその検証の結果を受け、プロジェクト推進人財の確保・育成を行うとともに、具体的なサービス企画、試作開発等を行う予定であります。

そこで、本第三者割当増資における調達資金のうち約100百万円を、エネルギー関連事業における新規事業の創出・開発のための費用に充当する予定です。また、当該費用のうち本第三者割当増資における調達資金で充当できない残余の部分につきましては、今後、自己資金、金融機関等からの借入、資本調達等の中から、経営環境に応じて適宜最適な手段による資金の手当てを検討してまいります。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、本第三者割当増資により調達する資金を、

この文書は、当社の行使価額修正条項付第15回新株予約権及び行使価額修正条項付第16回新株予約権の発行に関して一般に公表するための開示文書であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載する使途に充当することにより、事業基盤の強化、グループ全体での収益性の向上を図ることが可能となり、中長期的には当社の企業価値及び株式価値の向上に資する合理的なものであると判断しています。

6. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行価額の公正価値の算定については、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した、当社及び割当予定先から独立した第三者評価機関(株式会社赤坂国際会計(東京都港区元赤坂一丁目1番8号 代表者:山本顕三))の算定の結果である、本第15回新株予約権1個当たり220円(1株当たり2.20円)、本第16回新株予約権1個当たり56円(1株当たり0.56円)を踏まえ、割当予定先と協議の結果、算定結果と同額である、本第15回新株予約権1個当たり220円、本第16回新株予約権1個当たり56円としました。

当該第三者評価機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本投資契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、当社普通株式の株価、ボラティリティ、予定配当額、無リスク利率、割当予定先の権利行使行動等についての一定の前提(当社による本新株予約権の取得が行われないこと、割当予定先が市場出来高の一定割合の範囲内で一様に分散的に本新株予約権の行使及び株式売却を実施すること、割当予定先が本第15回新株予約権及び本第16回新株予約権のいずれも権利行使可能な状況においては本新株予約権を同時に行使すること、並びに割当予定先の新株予約権行使及び株式売却の際に負担する株式処分コスト等が発生することを含みます。)を想定して評価を実施し、本第15回新株予約権1個当たり220円、本第16回新株予約権1個当たり56円との結果を得ています。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、上記の諸条件を考慮し、上記第三者評価機関がストック・オプション等に関する会計基準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであり、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、かかる算定結果は合理的であると考えられるところ、本新株予約権1個当たりの発行価額については、割当予定先との間の協議に基づき、算定結果と同額である、本第15回新株予約権1個当たり220円、本第16回新株予約権1個当たり56円と決定されたものであるため、本新株予約権の発行は有利発行に該当しないと判断しています。

本新株予約権の行使価額の修正に係るディスカウント率は、本新株予約権の行使により上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおりに記載のとおり必要な資金を調達することが今後の当社の業績及び財務面において重要であることから、本新株予約権の行使を促進する必要があること、最近の他社の同様のスキームにおけるディスカウント率、一時期の下方局面から回復基調に入りつつある当社普通株式の株価動向等を勘案した上で、割当予定先との間での協議を経て、本第15回新株予約権については修正日の前取引日の当社普通株式の終値の10%とし、本第16回新株予約権については修正日の前取引日の当社普通株式の終値と同額としディスカウントを行わないものとなりました。

また、上記発行価額について、当社の監査等委員会から、上記第三者評価機関による算定結果に照らし、本新株予約権の発行価額は、割当予定先に特に有利な発行価額には該当せず、適法である旨の意見を得ています。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社普通株式の2021年2月12日現在の発行済株式総数94,251,000株(同日現在の総議決権数941,777個)に対して、本第三者割当増資により発行される本新株予約権の発行株式数は10,964,900株(議決権数109,649個)(本新株予約権が全て行使された場合)(内訳:本第15回新株予約権7,675,400株、本第16回新株予約権3,289,500株)であり、発行済株式総数に対して最大で11.63%(総議決権数に対する割合

この文書は、当社の行使価額修正条項付第15回新株予約権及び行使価額修正条項付第16回新株予約権の発行に関して一般に公表するための開示文書であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

11. 64%) の希薄化が生じる可能性があります。

しかし、上記「5. 資金使途の合理性に関する考え方」に記載のとおり、本第三者割当増資により調達した資金を上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当し、特に2021年1月の電力調達費用の急増分への対応を早期に実現するとともに、販売電力量の増加及び調達価格変動リスクに備えての電力調達資金の増強及び関連施策の実施並びに電力小売事業におけるDX推進を通じて電力小売事業の基盤を強化し、加えて、エネルギー関連事業における新規事業の創出・開発を早期に実現することにより、事業基盤の強化、グループ全体での収益性の向上を図ることが可能となり、本新株予約権の発行・行使により上記の希薄化が生じることを踏まえても、中長期的には当社の企業価値及び株式価値の向上に資すると考えています。

加えて、割当予定先は、割当予定先の本新株予約権の行使により発行される株式の保有方針は、基本的に純投資であります。その一部につき中長期保有の方針を示しており、また、本新株予約権の行使により発行される株式を売却するとしても割当予定先が当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行う方針であることから、急激な株価下落を引き起こさずに円滑に市場で売却されることが想定されるため、流通市場への影響は限定的なものと判断しています。

また、将来なんらかの事由により資金調達の必要性が薄れた場合、又は本第三者割当増資よりも有利な資金調達方法が利用可能となった場合には、残存する新株予約権を当社の判断によって取得できる条項を付すことで、必要以上の希薄化が生じないように対応することが可能となっております。

以上の理由により、本第三者割当増資による資金調達の結果、当社企業価値の向上が図られることは、既存株主の皆様への利益向上に資するものと考えており、本第三者割当増資による本新株予約権の発行による(潜在)株式数及び希薄化の規模を考慮しても、本第三者割当増資による株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しました。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(2021年2月25日現在)

(1) 名 称	リバイブ投資事業組合	
(2) 所 在 地	東京都港区赤坂二丁目9番2号	
(3) 設 立 根 拠 等	民法に規定する任意組合	
(4) 組 成 目 的	有価証券等への投資	
(5) 組 成 日	2016年9月1日	
(6) 出 資 の 総 額	1,270百万円	
(7) 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	Wealthmulti Limited	99.8%
	ソラ株式会社	0.1%
(8) 業 務 執 行 組 合 員 の 概 要	名称	ソラ株式会社
	所在地	東京都港区赤坂二丁目9番2号
	代表者の役職・名称	代表取締役 中谷 正和
	事業内容	適格機関投資家等特例業務によるファンド運用等
	資本金	30万円
(9) 上 場 会 社 と 当 該 フ ァ ン ド と の 間 の 関 係	上 場 会 社 と 当 該 フ ァ ン ド と の 間 の 関 係	当社並びに当社の関係者及び関係会社から当該ファンドへは直接・間接を問わず出資はありません。 当該ファンドは、当社普通株式912,300株を保有しております(2021年2月25日現在)。 上記以外に、当社並びに当社の関係者及び

この文書は、当社の行使価額修正条項付第15回新株予約権及び行使価額修正条項付第16回新株予約権の発行に関して一般に公表するための開示文書であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

		関係会社と当該ファンドの出資者（原出資者を含む。）との間に特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。
	上場会社と業務執行組合員との間の関係	当社と当該ファンドの業務執行組合員との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。 また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの業務執行組合員並びに当該ファンドの業務執行組合員の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

当社は、割当予定先であるリバイブ投資事業組合の業務執行組合員の代表者である中谷正和氏と直接、面談・ヒアリングを実施しました。また、割当予定先の業務執行組合員に係る会社謄本等の閲覧及びインターネット調査を実施し、割当予定先の業務執行組合員が反社会的勢力との取引関係及び資本関係をうかがわせるような情報を確認することはできませんでした。

また、上記に加え、割当予定先、その主要出資者及び業務執行組合員並びにそれらの代表者（以下「割当予定先等」といいます。）が暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係の有しているか否かについて、独自に専門の信用調査機関（株式会社TMR（東京都千代田区神田錦町三丁目15番 代表取締役社長：高橋新治））に調査を依頼しました。その調査結果として、割当予定先等が反社会的勢力との関係を有することを示唆する情報や違法行為に関与していることを示唆する情報は確認されず、また、重要な懸念点や問題事項も確認されなかったとの回答を得ています。なお、当社は、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

（2）割当予定先を選定した理由

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、2020年12月中旬から2021年1月下旬にかけてJEPXにおける電力取引価格の急激な高騰を契機として、電力安定供給基盤の確保、電力調達における価格変動リスクの適切なヘッジ、電力調達源の多様化、電力供給における脱炭素化・低炭素化の推進等を迅速に行い、電力小売事業の基盤を堅固なものとするのに必要な資金の調達を行うために、新株式、新株予約権、新株予約権付社債、及び行使価額修正条項付新株予約権等の発行など、あらゆる資金調達手段を検討しました。

今回の資金調達の主たる目的の一つである、今般のJEPXにおける取引価格の高騰への対応を速やかに行うためには資金調達の確実性が高い第三者割当による新株式発行による増資のほうが見込みがあるものの、当社の直近での業績及び財務状況等に照らして今回の資金使途に必要な額の第三者割当増資を引き受けるような先をすぐに見つけることができないおそれがあることから、これまでの経験、特に2019年5月22日提出の有価証券届出書に係る第10回新株予約権の発行及びその全部取得・消却、2020年1月21日提出の有価証券届出書に係る第12回新株予約権の発行及びその未行使分の取得・消却、並びに第13回新株予約権の発行及び行使に伴う資金調達を通じて得られた成功と教訓、また、一時期の下降局面から回復基調に入りつつある現在の株価状況等に鑑み、当社が必要とする資金を早期に相当程度高い蓋然性をもって調達でき、かつ株価に対する一時的な影響を抑制することができることから、本スキームによる第三者割当による新株予約権の発行を最も有力な資金調達手段として検討を進めていました。

その検討の過程で、当社は、本新株予約権の割当予定先であるリバイブ投資事業組合に対し2020年5月に発行した第13回新株予約権の行使が当初予定よりも早く2021年1月12日に完了したこともあり、当社代表取締役である小田玄紀がソラ株式会社（割当予定先の業務執行組合員）の代表取締役である中谷正和氏と面談を行い、今後の事業展開計画の概要並びに今般の資金ニーズに基づく資金調達・使途計画をもとに新株予約権の発行等について協議を行ってまいりました。かかる協議及び検討の結果、割当予定先は、当社が2019年6月、2020年2月、2020年5月に発行した新株式又は新株予約権の割当先となった実績があり当社グループの状況に理解があること、割当予定先の業務執行組合員であるソラ株式会社は直接又はファンドの業務執行組合員としてエネルギー関連事業やフィンテック・IoT関連事業に対する投資の実績があ

この文書は、当社の行使価額修正条項付第15回新株予約権及び行使価額修正条項付第16回新株予約権の発行に関して一般に公表するための開示文書であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

ること等も踏まえ、株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら必要資金をできるだけ早期に調達したいという当社のニーズを充足し得る資金調達手法として本スキームに対するソラ株式会社の理解が得られたこと等から、リバイブ投資事業組合が本第三者割当増資の割当予定先として適切であると判断し選定しました。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先であるリバイブ投資事業組合からは、本新株予約権の行使により取得する当社株式は、基本的に純投資を目的とした短期保有であり、株価の状況や市場での株式取引状況に鑑みながら市場で売却する旨を口頭で確認しています。また、リバイブ投資事業組合がすでに保有している当社株式についても、本新株予約権の行使のための資金調達等を目的として、株価の状況や市場での株式取引状況に鑑みながら市場で売却する旨を口頭で確認しています。なお、割当予定先であるリバイブ投資事業組合が本新株予約権の行使により取得する新株式とすでに保有する当社株式のうち約3百万株については、純投資を目的とした中長期保有を基本方針とする旨の説明を受けており、当社と割当予定先は、本投資契約においてその旨を確認する内容を定める予定です。

加えて、当社と割当予定先は、本投資契約において、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、単一暦月中に本新株予約権の行使により取得される普通株式数が、本新株予約権の払込期日時点で金融商品取引所が公表している直近の当社の普通株式に係る上場株式数の10%を超える場合には、原則として、当該10%を超える部分に係る行使を行うことができない旨その他の同施行規則第436条第4項及び第5項に規定する内容（割当予定先が本新株予約権を第三者に転売する場合及びその後当該転売先がさらに第三者に転売する場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、同様の内容を約する旨定めることを含む。）を定める予定です。

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとなっております。割当予定先は、本新株予約権自体について、行使するまでは、第三者への転売等の予定はありませんが、これを譲渡する場合には、当社取締役会での承認が必要となり、当社取締役会での承認を行う前に、譲受人の本人確認、反社会的勢力等でないことの確認、行使の払込原資確認、本新株予約権の保有方針を確認のうえ、当社が割当予定先との間で締結する契約上に係る行使指示等の権利・義務についても譲受予定先が承継することを条件に、検討・判断いたします。また、当社取締役会において本新株予約権の譲渡が承認された場合には、当該内容を適時・適切に開示します。

(4) 割当予定先の払込に要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先の業務執行組合員であるソラ株式会社の代表者である中谷正和氏から、割当予定先を名義人とする2021年2月8日時点の預金通帳の写し及び割当予定先の直近の決算書の提出を受け、本新株予約権の発行に係る払込みに十分な財産を保有しているものの、本新株予約権の全てを行使するに足る財産を保有していないことを確認しました。

なお、現時点における割当予定先の保有資産からすると、本新株予約権の全てを行使することができないものの、割当予定先における第13回新株予約権の権利行使の方針と同様、本新株予約権を段階的に行使し、当該行使により取得した当社株式を市場で段階的に売却することにより資金を回収し、かかる回収資金により残りの本新株予約権を順次行使する予定であるので、一時に大量の資金が必要になることはない旨の説明を、割当予定先から口頭で受けています。

そのため、当社としましては、割当予定先であるリバイブ投資事業組合による本第三者割当増資に係る払込みに要する資金については、資金調達の確実性があり、本第三者割当増資に係る払込みについては問題ないと判断しました。

8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（2020年9月30日現在）	
リバイブ投資事業組合	14.05%

この文書は、当社の行使価額修正条項付第15回新株予約権及び行使価額修正条項付第16回新株予約権の発行に関して一般に公表するための開示文書であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

楽天証券株式会社	2.34%
株式会社 MAYA INVESTMENT	1.34%
BNY GCM ACCOUNTS M NOM	1.23%
株式会社 SBI 証券	1.18%
au カブコム証券株式会社	0.95%
松井証券株式会社	0.76%
むさし証券株式会社	0.50%
関根稔	0.49%
日本証券金融株式会社	0.48%

- (注) 1. 本新株予約権の募集分については、割当予定先であるリバイブ投資事業組合は、権利行使後の株式保有について、一部を除き長期保有を約していないため、本新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示しておりません。なお、割当予定先が本新株予約権を全て行使した上で取得する当社普通株式を全て保有し、かつ、本第三者割当増資の他に新株式発行、自己株式処分及び自己株式取得を行わないと仮定した場合、割当予定先に係る権利行使後の所有株式数は22,695,700株、かかる行使後の割当予定先の所有議決権数が総議決権数に占める割合は24.04%となります。
2. 募集前の持株比率は、2020年9月30日現在の株主名簿をもとに算出しており、2020年10月5日、同月16日、同月23日、同月30日、11月13日、同月25日、同月30日、2021年1月6日、同月8日、同月14日、同月15日、同月18日、2月2日及び同月4日に割当予定先の業務執行組合員であるソラ株式会社が提出した変更報告書の内容その他の2020年10月1日以降に生じた総議決権数に対する所有議決権数の比率の変動を反映していません。
3. 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しています。

9. 今後の見通し

本第三者割当増資による本新株予約権の発行が当期業績に与える影響につきましては、調達した資金の活用等により業績が拡大することが見込まれますが、具体的な影響につきましては現時点では未定であります。なお、当期の業績に重要な影響が生じた場合は、速やかにお知らせします。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当による本新株予約権の発行は、①希薄化率が合計25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
連結売上高（百万円）	14,367	11,780	11,229
連結営業利益又は 連結営業損失（△）（百万円）	3,616	△1,710	△1,198
連結経常利益又は 連結経常損失（△）（百万円）	3,358	△1,712	△1,231

この文書は、当社の行使価額修正条項付第15回新株予約権及び行使価額修正条項付第16回新株予約権の発行に関して一般に公表するための開示文書であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(百万円)	2,293	△1,812	△5,173
1株当たり当期純利益(円)	46.32	△31.81	△88.66
1株当たり配当金(円)	1.00	0.00	0.00
1株当たり連結純資産(円)	177.01	144.23	62.86

(注) 1. 2019年5月15日付で公表しました「2019年3月期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載してありますとおり、「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱いの適用」を、2019年3月期第1四半期連結会計期間から適用し、当社の連結子会社(孫会社)が保有する暗号資産(仮想通貨)については、活発な市場が存在することから、市場価格に基づく価額をもって連結貸借対照表に計上するとともに、帳簿価額との差額は、売上高として計上しております。また、当該会計方針の変更は、前連結会計年度についても遡及適用しており、前年四半期及び前連結会計年度については、遡及適用後の四半期連結財務諸表及び連結財務諸表となっております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2020年12月31日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	88,278,500株	100.00%
自己株式数	60,000株	0.07%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	9,601,800株	10.88%

(注) 1. 上記潜在株式のうち、2020年4月発行開示に基づき発行しました第13回新株予約権333,334個(33,333,400株に相当)のうち2020年12月31日時点で残存していた第13回新株予約権(59,725個(5,972,500株に相当))は、2021年1月12日公表の「第三者割当による第13回新株予約権(行使価額修正条項付)の大量行使、権利行使完了及び月間行使状況に関するお知らせ」に記載のとおり、2021年1月12日をもってその全てが権利行使されています。

2. 上記潜在株式は、(注)1.に記載の第13回新株予約権の残存分59,725個(5,972,500株に相当)のほかに、2016年6月23日公表の「有償ストック・オプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ」に係る新株予約権(ストック・オプション)の残存分595個(59,500株に相当)、2019年5月22日公表の「有償ストック・オプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ」に係る第11回新株予約権(ストック・オプション)の残存分12,098個(1,209,800株に相当)及び2020年6月26日公表の「有償ストック・オプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ」に係る第14回新株予約権(ストック・オプション)の残存分23,600個(2,360,000株に相当)があります。

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
始値	285円	890円	306円
高値	1,820円	1,843円	505円
安値	196円	292円	79円
終値	874円	303円	91円

②最近6ヶ月間の状況

	2020年 9月	10月	11月	12月	2021年 1月	2月
始値	97円	90円	84円	81円	79円	83円
高値	115円	95円	93円	83円	125円	269円
安値	90円	83円	75円	69円	68円	81円
終値	91円	84円	82円	71円	84円	228円

(注) 2021年2月の株価については、2021年2月24日現在で表示しております。

この文書は、当社の行使価額修正条項付第15回新株予約権及び行使価額修正条項付第16回新株予約権の発行に関して一般に公表するための開示文書であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

③発行決議日前営業日における株価

	2021年2月24日
始 値	203円
高 値	269円
安 値	197円
終 値	228円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

- ・第三者割当による新株式及び第10回新株予約権の発行

【新株式】

払 込 期 間	2019年6月7日～2019年6月14日
調達資金の額	499,982,000円（差引手取概算額：494,005,800円）
発 行 価 額	普通株式1株につき355円
募集時における 発行済株式数	57,057,200株
当該募集による 発行株式数	1,408,400株
募集後における 発行済株式総数	58,465,600株
割 当 先	リバイブ投資事業組合
発行時における 当初の資金使途	BPJに対する出資 （BPJでの使途：仮想通貨交換業における決済円滑化のための財務基盤の強化） 494百万円
発行時における 支出予定時期	2019年7月
現時点における 充 当 状 況	BPJに対する出資 （BPJでの使途：仮想通貨不正流出を受けての諸施策の実施） 494百万円 2019年7月

- (注) 1. BPJでは、当社からのBPJに対する出資（2019年7月31日付）によって、2019年7月から2019年12月までにかけて、本不正流出事案の原因究明、被害拡大防止策及びリカバリー対策の実施、再発防止策の検討・実施を行いました。具体的には、本不正流出事案の原因究明のために、コンピュータやデジタル記録媒体の中に残された証拠の収集・調査を行うフォレンジック、各種のログ解析・分析等の調査（約94百万円）、仮想通貨のウォレットシステム、エラー検知システム等の商用システムの見直し・強化（約322百万円）、システムリスク管理態勢を含む経営管理態勢の見直しその他各種対応（約77百万円）を実施し、2019年12月に、本不正流出事案発生以前に提供していたサービスを全面的に再開しました。

【第10回新株予約権】

割 当 日	2019年6月7日
発行新株予約権数	28,169個
発 行 価 額	新株予約権1個につき金637円（総額：17,943,653円）
発行時における 調達予定資金の額	1,017,943,153円（差引手取概算額：1,008,500,000円）
割 当 先	リバイブ投資事業組合
募集時における 発行済株式数	57,057,200株
当該募集による 潜在株式数	2,816,900株
現時点における	行使済株式数 一株

この文書は、当社の行使価額修正条項付第15回新株予約権及び行使価額修正条項付第16回新株予約権の発行に関して一般に公表するための開示文書であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

行使状況	(残新株予約権数 0個)
現時点における調達した資金の額	一円
当初の資金使途	(i) BPJに対する出資 BPJでの使途：顧客利便性の向上を目的とするシステム対応及びリスク管理態勢の強化を図るための施策の実施 508百万円 (ii) ブロックチェーン関連企業への投資及び関連事業の開発 500百万円
当初の支出予定時期	(i) BPJに対する出資 BPJでの使途：顧客利便性の向上を目的とするシステム対応及びリスク管理態勢の強化を図るための施策の実施 2019年7月～2021年12月 (ii) ブロックチェーン関連企業への投資及び関連事業の開発 2019年10月～2022年9月
現時点における充当状況	(i) BPJに対する出資 BPJでの使途：顧客利便性の向上を目的とするシステム対応及びリスク管理態勢の強化を図るための施策の実施 一百万円 (ii) ブロックチェーン関連企業への投資及び関連事業の開発 一百万円

(注) 1. 上記潜在株式のうち、2019年5月発行開示に基づき発行しました新株予約権28,169個(2,816,900株に相当)については、当社が、本第三者割当増資の割当予定先であるリバイブ投資事業組合から、合意に基づき、2020年2月6日付でこれを取得した上で、全て消却しました。

・ 第三者割当による新株予約権の発行

【第12回新株予約権】

割当日	2020年2月6日
発行新株予約権数	239,520個
発行価額	新株予約権1個につき金164円(総額：39,281,280円)
発行時における調達予定資金の額	4,039,265,280円(差引手取概算額：4,030,265,280円)
割当先	リバイブ投資事業組合
募集時における発行済株式数	58,467,600株
当該募集による潜在株式数	23,952,000株
現時点における行使状況	行使済株式数 2,450,000株 (残新株予約権数 0個)
現時点における調達した資金の額	273,450,000円
当初の資金使途	(i) BPJに対する出資 BPJの自己資本健全化のための財務基盤強化 1,530百万円 (ii) BPJに対する出資 金融関連事業における取引システムの追加開発・システムインフラの増強 800百万円 (iii) BPJに対する出資・融資 金融関連事業におけるリスク管理及びコンプライアンス態勢の強化 200百万円 (iv) 電力売買事業における電力調達資金増強 500百万円 (v) エネルギー関連事業における新規事業開発対応 200百万円 (vi) ジャービスに対する融資 旅行関連事業における事業用資産調達対応 300百万円

この文書は、当社の行使価額修正条項付第15回新株予約権及び行使価額修正条項付第16回新株予約権の発行に関して一般に公表するための開示文書であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

	(vii) ブロックチェーン関連事業への投資 500百万円
当初の支出予定 時 期	(i) BPJに対する出資 BPJの自己資本健全化のための財務基盤強化 2020年3月～2020年9月 (ii) BPJに対する出資 金融関連事業における取引システムの追加開発・システムインフラの増強 2020年2月～2021年3月 (iii) BPJに対する出資・融資 金融関連事業におけるリスク管理及びコンプライアンス態勢の強化 2020年5月～2021年4月 (iv) 電力売買事業における電力調達資金増強 2020年5月～2020年10月 (v) エネルギー関連事業における新規事業開発対応 2020年6月～2021年6月 (vi) ジャービスに対する融資 旅行関連事業における事業用資産調達対応 2020年6月～2021年5月 (vii) ブロックチェーン関連事業への投資 2020年5月～2021年7月
現時点における 充 当 状 況	(i) BPJに対する出資 BPJの自己資本健全化のための財務基盤強化 273百万円 (ii) BPJに対する出資 金融関連事業における取引システムの追加開発・システムインフラの増強 一百万円 (iii) BPJに対する出資・融資 金融関連事業におけるリスク管理及びコンプライアンス態勢の強化 一百万円 (iv) 電力売買事業における電力調達資金増強 一百万円 (v) エネルギー関連事業における新規事業開発対応 一百万円 (vi) ジャービスに対する融資 旅行関連事業における事業用資産調達対応 一百万円 (vii) ブロックチェーン関連事業への投資 一百万円

(注) 1. 上記潜在株式のうち、2020年1月発行開示に基づき発行しました新株予約権239,520個(23,952,000株に相当)のうち残存していた215,020個(21,502,000株に相当)については、本第三者割当増資の割当予定先であるリバイブ投資事業組合から、合意に基づき、2020年5月13日付でこれを取得した上で、全て消却しました。

・第三者割当による新株予約権の発行

【第13回新株予約権】

割 当 日	2020年5月13日
発行新株予約権数	333,334個
発 行 価 額	新株予約権1個につき金88円(総額:29,333,392円)
発行時における 調達予定資金の額	3,029,339,392円(差引手取概算額:3,011,339,392円)
割 当 先	リバイブ投資事業組合
募集時における 発行済株式数	60,917,600株
当該募集による 潜在株式数	33,333,400株
現時点における 行 使 状 況	行使済株式数 33,333,400株 (残新株予約権数 0個)
現時点における 調達した資金の額	2,683,000,000円

この文書は、当社の行使価額修正条項付第15回新株予約権及び行使価額修正条項付第16回新株予約権の発行に関して一般に公表するための開示文書であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

当初の資金使途	(i) BPJの自己資本健全化のための財務基盤強化 (BPJに対する出資) 1,311百万円 (ii) 金融関連事業における取引システムの追加開発・システムインフラの増強 (BPJに対する出資・融資) 800百万円 (iii) 金融関連事業におけるリスク管理及びコンプライアンス態勢の強化 (BPJに対する出資・融資) 200百万円 (iv) 電力売買事業における電力調達資金増強 500百万円 (v) エネルギー関連事業における新規事業開発対応 200百万円
当初の支出予定時期	(i) BPJの自己資本健全化のための財務基盤強化 (BPJに対する出資) 2020年5月～2020年9月 (ii) 金融関連事業における取引システムの追加開発・システムインフラの増強 (BPJに対する出資・融資) 2020年5月～2021年5月 (iii) 金融関連事業におけるリスク管理及びコンプライアンス態勢の強化 (BPJに対する出資・融資) 2020年5月～2021年4月 (iv) 電力売買事業における電力調達資金増強 2020年5月～2020年10月 (v) エネルギー関連事業における新規事業開発対応 2020年5月～2021年6月
現時点における充当状況	(i) BPJの自己資本健全化のための財務基盤強化 (BPJに対する出資) 1,400百万円 (ii) 金融関連事業における取引システムの追加開発・システムインフラの増強 (BPJに対する出資・融資) 832百万円 (iii) 金融関連事業におけるリスク管理及びコンプライアンス態勢の強化 (BPJに対する出資・融資) 75百万円 (iv) 電力売買事業における電力調達資金増強 376百万円 (v) エネルギー関連事業における新規事業開発対応 一百万円

- (注) 1. 上表の (i) 乃至 (iii) 記載の金融関連事業における資金充当は、BPJにおける第一種金融商品取引業者登録が未了であることもあり、リスク管理及びコンプライアンス態勢の強化のための具体的な支出は行わず自己資本健全化のための財務基盤強化を先行して行い、おおむね当初計画のとおり実施しました。
2. 上表の (iv) 記載の「電力小売事業における電力調達資金増強」については、当初計画では2020年夏季の電力調達価格の上昇に対応することを企図していましたが、同時期の電力調達価格が総じて安定的に推移したため支出しなかったものの、「2. 募集の目的及び理由 (資金調達の目的)」に記載のとおり、2020年末からのJEPXにおける取引価格の急激な高騰への対応資金として充当することとしました。

12. 発行要項

I 株式会社リミックスポイント 第 15 回新株予約権（行使価額修正条項付）

1. 新株予約権の名称	株式会社リミックスポイント第 15 回新株予約権 (以下「本第 15 回新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の 払込金額の総額	金 16,885,880 円 (本新株予約権 1 個当たり金 220 円)
3. 申込期日	2021 年 3 月 15 日
4. 割当日	2021 年 3 月 15 日
5. 払込期日	2021 年 3 月 15 日
6. 募集の方法	第三者割当の方式により、全ての本第 15 回新株予約権をリバイブ投資事業組合に割り当てる。
7. 本新株予約権の 目的である株式 の種類及び数	<p>(1) 本第 15 回新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 7,675,400 株とする（本第 15 回新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本第 15 回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>(2) 当社が第 12 項の規定に従って行使価額（第 10 項第(2)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本第 15 回新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 12 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{割当株式数} \end{array} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 12 項第(2)号及び同項第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本第 15 回新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨、並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降、速やかにこれを行う。</p>
8. 本新株予約権の 総数	76,754 個
9. 本新株予約権 1 個 あたりの払込金額 (発行価額)	金 220 円
10. 本新株予約権の 行使に際して 出資される財産 の価額又は算定 方法	<p>(1) 各本第 15 回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合には、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>(2) 本第 15 回新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し、又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、228 円とする。但し、</p>

この文書は、当社の行使価額修正条項付第 15 回新株予約権及び行使価額修正条項付第 16 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための開示文書であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

	行使価額は、第 11 項に定めるところに従い修正され、かつ第 12 項に定めるところに従い調整されるものとする。
11. 行使価額の修正	<p>(1) 本項第(2)号を条件に、本第 15 回新株予約権の行使価額は、各修正日（以下に定義する。）に、各修正日の前取引日（以下に定義する。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合にはその直前の取引日の終値）の 90%に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を切り上げた金額。以下「修正後行使価額」という。）に修正される。但し、修正後行使価額の算出において、かかる算出の結果得られた金額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。</p> <p>「修正日」とは、各行使価額の修正につき、本第 15 回新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領し、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が指定口座に入金された日をいう。</p> <p>(2) 「下限行使価額」は当初 114 円とする。但し、第 12 項の規定を準用して調整される。</p>
12. 行使価額の調整	<p>(1) 当社は、本第 15 回新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。</p>

この文書は、当社の行使価額修正条項付第 15 回新株予約権及び行使価額修正条項付第 16 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための開示文書であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

(3)行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4)その他

①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げるものとする。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げるものとする。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5)本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の発行済普通株式数の変更、又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6)本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第11項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、

	<p>当社は、必要な調整を行う。</p> <p>(7)第 11 項又は本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる修正又は調整を行う旨、並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降、速やかにこれを行う。</p>
13. 本新株予約権の行使期間	<p>2021年3月15日から2023年3月14日（但し、2023年3月14日が銀行営業日でない場合はその直前銀行営業日とする。）までの期間とする。但し、第15項に従って、当社が本第15回新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本第15回新株予約権については、取得日の前日までとする。行使期間を経過した後は、本第15回新株予約権は行使できないものとする。</p> <p>上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。</p> <p>①当社普通株式に係る株主確定日及びその前営業日（振替機関の休業日でない日をいう。）</p> <p>②振替機関が必要であると認めた日</p> <p>③組織再編行為をするために本第15回新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本第15回新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権者に通知する。</p>
14. その他の本新株予約権の行使の条件	<p>(1)本第15回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本第15回新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>(2)各本第15回新株予約権の一部行使はできない。</p>
15. 新株予約権の取得事由及び条件	<p>当社は、本第15回新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権の全部又は一部を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本第15回新株予約権の新株予約権者に対し、当該取得日の2週間前までに通知又は公告を行うことにより、当該取得日の到来をもって、本新株予約権の払込価額相当額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。なお、本第15回新株予約権の本発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本第15回新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。</p>
16. 新株予約権の譲渡制限	<p>本第15回新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。なお、当社は、割当予定先が第三者に本第15回新株予約権を譲渡する場合、当社が割当予定先との間で締結する契約上に係る行使指示等の権利・義務についても譲受予定先が承継することを条件に、当社取締役会において当該譲渡承認の可否を検討・判断するものとする。</p>
17. 新株予約権証券の不発行	<p>当社は、本第15回新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。</p>
18. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及	<p>本第15回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する</p>

この文書は、当社の行使価額修正条項付第15回新株予約権及び行使価額修正条項付第16回新株予約権の発行に関して一般に公表するための開示文書であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

び資本準備金	資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
19. 新株予約権の行使請求の方法	(1)本第 15 回新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載したうえ、第 13 項に定める行使期間中に、第 21 項に定める行使請求受付場所に提出しなければならない。 (2)本第 15 回新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書を第 21 項に定める行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 22 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。 (3)本第 15 回新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ、当該本第 15 回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
20. 株券の不発行	当社は、行使請求により発行する株式に係る株券を発行しない。
21. 行使請求受付場所	株式会社リミックスポイント 経営管理部
22. 払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 日比谷支店
23. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由	本第 15 回新株予約権の行使価額その他本第 15 回新株予約権の内容及び割当先との間の投資契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個当たりの払込金額を 220 円とした。本第 15 回新株予約権の行使に際して出資される 1 株当たりの財産の価額は、当初、第 10 項に記載のとおりとする。
24. その他	(1)会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。 (2)上記のほか、本第 15 回新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。 (3)本第 15 回新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

II 株式会社リミックスポイント 第 16 回新株予約権（行使価額修正条項付）

1. 新株予約権の名称	株式会社リミックスポイント第 16 回新株予約権 (以下「本新第 16 回株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額	金 1,842,120 円 (本新株予約権 1 個当たり金 56 円)
3. 申込期日	2021 年 3 月 15 日
4. 割当日	2021 年 3 月 15 日
5. 払込期日	2021 年 3 月 15 日
6. 募集の方法	第三者割当の方式により、全ての本第 16 回新株予約権をリバイブ投資事業組合に割り当てる。
7. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数	(1)本第 16 回新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 3,289,500 株とする（本第 16 回新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本第 16 回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 (2)当社が第 12 項の規定に従って行使価額（第 10 項第(2)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本第 16 回新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第

この文書は、当社の行使価額修正条項付第 15 回新株予約権及び行使価額修正条項付第 16 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための開示文書であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

	<p>12 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 12 項第(2)号及び同項第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨、並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降、速やかにこれを行う。</p>
8. 本新株予約権の総数	32,895 個
9. 本新株予約権 1 個あたりの払込金額（発行価額）	金 56 円
10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法	<p>(1) 各本第 16 回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合には、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>(2) 本第 16 回新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し、又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、228 円とする。但し、行使価額は、第 11 項に定めるところに従い修正され、かつ第 12 項に定めるところに従い調整されるものとする。</p>
11. 行使価額の修正	<p>(1) 本項第(2)号を条件に、本第 16 回新株予約権の行使価額は、初回の修正については本第 16 回新株予約権の割当日から 3 ヶ月を経過した日の翌日以降に開催される当社取締役会の決議により、2 回目以降の修正については直前の行使価額の修正に関する当社取締役会の決議があった日から 3 ヶ月以上を経過した日の翌日に開催される当社取締役会の決議により、当該決議が行われた日の直前取引日（以下に定義する。）の当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合にはその直前取引日の終値）に相当する金額（1 円未満の端数を切り上げた金額）に修正することができる。行使価額は下限行使価額（本項第(2)号に定義する。）を下回らないものとする。修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降に修正後の行使価額が適用される。</p> <p>「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。</p> <p>(2) 「下限行使価額」は当初 114 円とする。但し、第 12 項の規定を準用して調整される。</p>

この文書は、当社の行使価額修正条項付第 15 回新株予約権及び行使価額修正条項付第 16 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための開示文書であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

12. 行使価額の調整

(1) 当社は、本第 16 回新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

この文書は、当社の行使価額修正条項付第 15 回新株予約権及び行使価額修正条項付第 16 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための開示文書であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

	<p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) その他</p> <p>① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げるものとする。</p> <p>② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げるものとする。</p> <p>③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>② その他当社の発行済普通株式数の変更、又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第11項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。</p> <p>(7) 第11項又は本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる修正又は調整を行う旨、並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降、速やかにこれを行う。</p>
<p>13. 本新株予約権の行使期間</p>	<p>2021年3月15日から2023年3月14日（但し、2023年3月14日が銀行営業日でない場合はその直前銀行営業日とする。）までの期間とする。但し、第15項に従って、当社が本第16回新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本第16回新株予約権については、取得日の前日までとする。行使期間を経過した後は、本第16回新株予約権は行使できないものとする。上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。</p> <p>① 当社普通株式に係る株主確定日及びその前営業日（振替機関の休業日でない日をいう。）</p> <p>② 振替機関が必要であると認めた日</p> <p>③ 組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を</p>

この文書は、当社の行使価額修正条項付第15回新株予約権及び行使価額修正条項付第16回新株予約権の発行に関して一般に公表するための開示文書であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

	行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権者に通知する。
14. その他の本新株予約権の行使の条件	(1) 本第 16 回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなる場合は、当該本第 16 回新株予約権の行使を行うことはできない。 (2) 各本第 16 回新株予約権の一部行使はできない。
15. 新株予約権の取得事由及び条件	当社は、本第 16 回新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権の全部又は一部を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本第 16 回新株予約権の新株予約権者に対し、当該取得日の 2 週間前までに通知又は公告を行うことにより、当該取得日の到来をもって、本新株予約権の払込価額相当額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。なお、本第 16 回新株予約権の本発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本第 16 回新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第 166 条第 2 項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。
16. 新株予約権の譲渡制限	本第 16 回新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。なお、当社は、割当予定先が第三者に本第 16 回新株予約権を譲渡する場合、当社が割当予定先との間で締結する契約上に係る行使指示等の権利・義務についても譲受予定先が承継することを条件に、当社取締役会において当該譲渡承認の可否を検討・判断するものとする。
17. 新株予約権証券の不発行	当社は、本第 16 回新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
18. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本第 16 回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
19. 新株予約権の行使請求の方法	(1) 本第 16 回新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載したうえ、第 13 項に定める行使期間中に、第 21 項に定める行使請求受付場所に提出しなければならない。 (2) 本第 16 回新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書を第 21 項に定める行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 22 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。 (3) 本第 16 回新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ、当該本第 16 回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
20. 株券の不発行	当社は、行使請求により発行する株式に係る株券を発行しない。
21. 行使請求受付場所	株式会社リミックスポイント 経営管理部
22. 払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 日比谷支店
23. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由	本第 16 回新株予約権の行使価額その他本第 16 回新株予約権の内容及び割当先との間の投資契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個当たりの払込金額を 56 円とした。本第 16 回新株予約権の行使に際して出資される 1 株当たりの財産の価額は、当初、第 10 項に記載のとおりとする。

この文書は、当社の行使価額修正条項付第 15 回新株予約権及び行使価額修正条項付第 16 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための開示文書であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

24. その他	<p>(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。</p> <p>(2) 上記のほか、本第 16 回新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。</p> <p>(3) 本第 16 回新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。</p>
---------	--

以上